

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成26年6月19日(2014.6.19)

【公開番号】特開2011-230363(P2011-230363A)

【公開日】平成23年11月17日(2011.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2011-046

【出願番号】特願2010-102577(P2010-102577)

【国際特許分類】

B 32 B 27/36 (2006.01)

B 32 B 27/00 (2006.01)

【F I】

B 32 B 27/36

B 32 B 27/00

L

【手続補正書】

【提出日】平成26年4月30日(2014.4.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリブチレンテレフタレート系樹脂を主成分とする樹脂から形成される厚さ6 μ m以下の離型層を少なくとも片側の表面層として備える、離型フィルム。

【請求項2】

前記離型層は、厚さが5 μ m未満である

請求項1に記載の離型フィルム。

【請求項3】

前記ポリブチレンテレフタレート系樹脂は、ポリブチレンテレフタレート樹脂である
請求項1または2に記載の離型フィルム。

【請求項4】

前記ポリブチレンテレフタレート系樹脂は、ポリエーテルセグメントとポリエステルセグメントとから主に構成されるポリエーテルエステルブロック共重合体である
請求項1または2に記載の離型フィルム。

【請求項5】

前記ポリエステルセグメントと前記ポリエーテルセグメントとの重量比は、80:20
から90:10の範囲内である

請求項4に記載の離型フィルム。

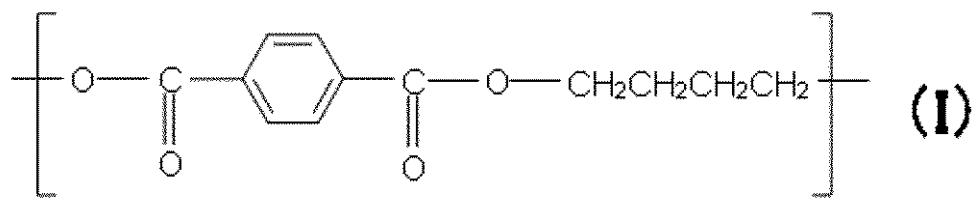
【請求項6】

前記ポリエーテルセグメントの構成単位は、主に、オキシブチレン単位であり、

前記ポリエステルセグメントの構成単位は、主に、下記化学式(I)に示されるエステル単位である

請求項5に記載の離型フィルム。

【化1】



【請求項 7】

クッション層と、前記離型層と前記クッション層との間に介在する接着層とを含む、請求項1から6のいずれか1項に記載の離型フィルム。